

「生前贈与の活用」

個人においては相続税の課税強化が打ち出され、また法人課税上も税率の引き下げにより、多くの保険を活用した節税プランの効果が薄らぎつつあります。特に前者については、今回の改正案が通過すれば対策がかなり限定的となってしまうため、生前贈与をいかに計画的に行っていくかがポイントと言っても良いでしょう。

贈与については、以下の原則に基づき、単純に言えば**財産をあげたという証拠固めをしておく必要**があります。これがないまま贈与税の申告もしていなければ、あげたと思った財産は全てあげた人の相続財産とみなされてしまいます。

贈与者（あげる人）と受贈者（もらう人）双方の意思確認が必要です。



どのような形で贈与をしたのか、書面で証明する必要があります。（**贈与契約書の作成**）

贈与後の財産管理を受贈者が行っていることが必要です。

- * 暦年贈与（**年間110万円超から課税**）と相続時精算課税制度（一定の要件を満たす贈与で、相続発生まで一定範囲内の贈与についての納税が先送りされる。）の選択については、長短がありますが、後者において暦年贈与を活用することはできません。ケースバイケースですので、税理士等の専門家にご相談ください。

上記を踏まえ、負担の大きい住宅ローン・生命保険料等の負担軽減のための生前贈与を、被相続人（予定者）と法定相続人の間で行うことで相続対策としてはいかがでしょうか。

